

## 現場代理人の常駐義務の緩和（兼務）等について

令和3年4月1日から、岡山市発注の工事について、一定の要件を満たす場合、現場代理人の常駐義務を緩和していますが、令和7年2月の岡山市入札契約制度の改正に伴い、金額要件等が変更となります。

つきましては、令和7年2月1日以降に公告する案件については、以下の要件を満たす場合に限り、現場代理人の常駐義務緩和の対象となります。

なお、令和7年2月1日以前に公告した案件（契約締結済みの案件を含む。）については、本改正を適用せず、従前のおりとなりますので、ご注意ください。

### 1 現場代理人の要件

現場代理人に特別な要件は求めませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとし、常駐義務の緩和に関わらず出向者等を配置することはできません。

### 2 現場代理人の常駐義務の緩和の要件

次のすべての要件を満たした場合に限り、現場代理人は3件（小規模工事を除く）まで兼務することができます。

- (1) 岡山市発注の工事であること
- (2) いずれの工事も請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。  
ただし、令和7年2月1日以前に公告した案件については、いずれの工事も請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。  
(例)現場代理人又は主任技術者として、土木一式工事（公告日：令和7年1月22日、許容価格4,300万円）に配置されている場合、令和7年2月1日以降に公告した工事を兼務できません。
- (3) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者又は同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者でないこと。

\* 常駐義務緩和の運用例（工事①～③は、いずれも岡山市発注の工事）

○常駐義務の緩和前

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	B	C	E
現場代理人	A	C	D

○常駐義務の緩和後

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	B	C	E
現場代理人	A	A	A

・現場代理人として3件まで兼務することが可能です。

○常駐義務の緩和前

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	A	D	E
現場代理人	A	B	C

○常駐義務の緩和後

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

・現場代理人として従事する工事の主任技術者を兼ねることが可能です。

・この場合、工事①～③はいずれも公告において、主任技術者に専任を求めている工事に限ります。

○常駐義務の緩和前

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	D	E	F
現場代理人	A	B	C

○常駐義務の緩和後

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	D	A	A
現場代理人	A	B	C

- ・現場代理人として配置され、他工事の主任技術者を兼務する場合、兼務可能な工事の件数は3件（現場代理人として配置された工事を含む）までとなります。
- ・この場合、工事②及び③は公告において、主任技術者に専任を求めている工事に限りません。

3 現場代理人を兼務した場合の留意事項

- ・現場代理人が新たな工事の現場代理人又は主任技術者を兼務する場合、既に従事している工事の監督員に工事打合簿等により、その旨を報告してください。
- ・工事現場不在時の連絡体制は確保してください。
- ・工事の監督員の求めがある際は、速やかに工事現場に向かう等適切な対応をしてください。

4 現場代理人の常駐義務の緩和（兼務）が適用されない工事

次の工事には、現場代理人の常駐義務の緩和は適用されませんので、受注者は以下のいずれかに該当した場合は、速やかに別の現場代理人を選任してください。

- (1) 変更契約後の請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上となった工事
- (2) 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した工事
- (3) 工事の監督員が安全管理上の理由等により、現場代理人の常駐義務を緩和できないと判断した工事

\* (1) の運用例（工事①～③は、いずれも岡山市発注の工事）

工事③（土木一式工事）の請負金額が変更契約後に4,500万円以上となった場合

○変更契約前

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

○変更契約後

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	A	A	B
現場代理人	A	A	B又はC

5 実施時期

令和7年2月1日以降に公告する入札を対象とします。

6 その他

- ・令和7年2月1日以降に現場代理人を変更しようとする場合、新たな現場代理人は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。

7 問い合わせ先

- ・契約課 工事契約係 TEL 086-803-1157